

○ 卒業の認定に関する方針

学則第 20 条の規定に基づき、規定の修業年限以上在学し、卒業に必要な単位数（学則第 7 条に定められた科目）を修得した者に卒業を認める。

なお、卒業に必要な単位数は、次のとおりである。

○ 第一看護学科

科目区分	単位数
基 礎 分 野	14
専門基礎分野	22
専門分野	70
卒業必要単位	106

○ 第二看護学科

科目区分	単位数
基 礎 分 野	9
専門基礎分野	15
専門分野	50
卒業必要単位	74